

安全保障関連法案に反対する会長声明

政府は、本年5月15日、自衛隊法、武力攻撃事態対処法、周辺事態法など改正10法案を一括した「平和安全法制整備法案」と、国際紛争に対する他国軍の後方支援を内容とする「国際平和支援法案」（合わせて「本法案」という）を提出した。

日本国憲法は、先の戦争の大惨禍への深い反省から、前文で平和的生存権を確認し、9条で戦争放棄、戦力不保持及び交戦権否認を定めるなど徹底した恒久平和主義を採用している。

これまで政府は、この恒久平和主義に基づき、自衛隊を保持するものの、我が国に対する武力攻撃がないときにおける自衛隊によるいわゆる集団的自衛権の行使については憲法9条に反するものであるとしてきた。

ところが、本法案は、「存立危機事態」と認められる場合すなわち我が国への攻撃がないにもかかわらず、他国への攻撃が「日本の存立が脅かされ国民の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」と認められるときにおいては、我が国は他国とともに集団的自衛権の行使として武力の行使ができるとした。

憲法9条で否定されている集団的自衛権行使を、憲法改正手続きによらずに解釈で容認し、法律により変更することは、法律という下位法によって最高法規である憲法を実質的に改正しようとする行為であり、厳格な改正手続きを定めた憲法を潜脱する行為である。また、政府や立法府を憲法による制約の下に置こうとする立憲主義の原則に反し、断じて許されるものではない。

次に、本法案においては、周辺事態法を重要影響事態法に改正し、これまでの地理的制約を撤廃し、重要影響事態を「日本の平和と安全に重要な影響を与える事態」として、日本の周辺に限らず、世界のどこにおいても、外国で戦争をしている他国の軍隊に対し、積極的に後方支援することを可能とするものである。そして、支援内容は、武器以外であれば弾薬提供も可能としている。これは、弾薬提供や給油は相手国からみれば武力行使とみられるものであり、他国の武力行使と一体となって他国の戦争に参加するに等しい行為である。また、武力行使をしている他国を積極

的に支援する行為は、相手国からの武力攻撃を誘発し、我が国が戦争に巻き込まれる危険が増大する。よって、かような後方支援も国際紛争を解決する手段としての武力の行使を否定した憲法9条に反する。

当会は、集団的自衛権の行使を政府が解釈変更によって容認することに対し、強く反対の意思を表してきたが、今回の本法案は、集団的自衛権の行使を認めることにおいても、国際紛争につき武力の行使を容認することにおいても、憲法に違反し、かつ立憲主義をないがしろにするものであるから、法律家団体として、この法案に強く反対するものである。

2015（平成27）年6月18日

佐賀県弁護士会会長

江崎 匡 慶